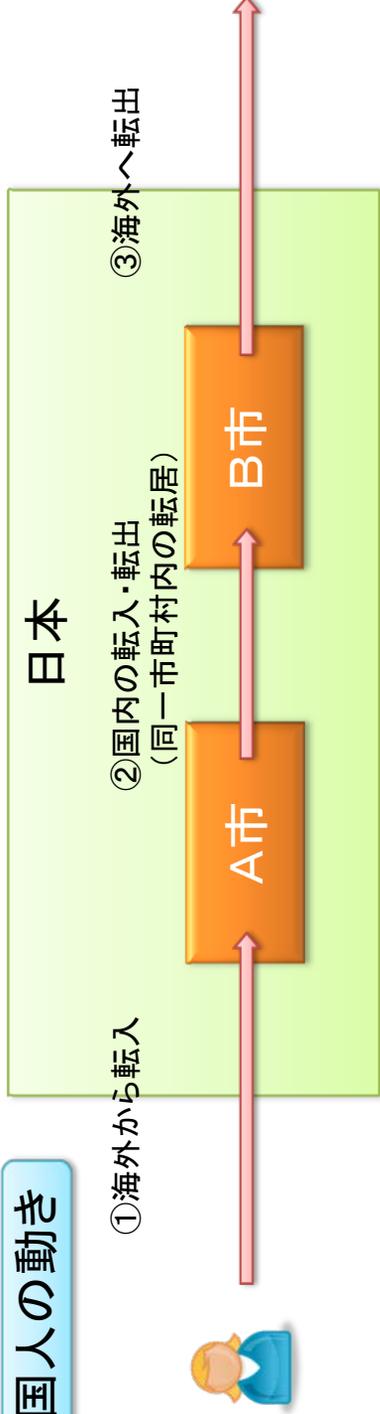


資料 1

情報の正確性の確保
について

適法な在留外国人の主な滞在在中における動き（イメージ）

在留外国人の動き



在留外国人の行う届出等

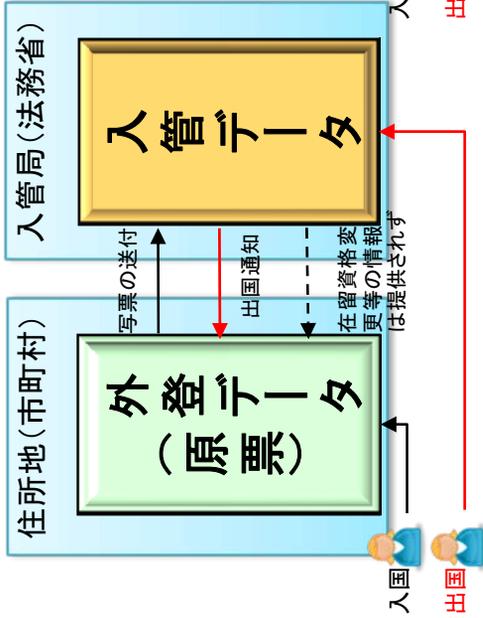
	外国人登録法	住民基本台帳法(日本人)	外国人台帳法案(イメージ)
① 海外から転入	<ul style="list-style-type: none"> ・上陸の日から90日以内に居住地の市町村長に申請 (外登法第3条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・転入をした日(住所を定めた日。以下同じ。)から14日以内に転入地市町村長に届け出 (住基法第22条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・転入した日から一定期間以内に転入地市町村長に届け出 ・併せて、空港等で交付される在留カードに住所地を記載(法定受託事務として、入管法の改正の中で検討中)
② 市町村間の動き (市町村内の動き)	<ul style="list-style-type: none"> ・新居住地に移転した日から14日以内に新居住地の市町村長に申請 (外登法第8条①) ・同一市町村内の場合は14日以内に当該市町村長に申請 (外登法第8条②) 	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ転出届を転出地市町村長に届け出→転出証明書を交付 (住基法第24条) ・転入をした日から14日以内に転出証明書を添えて転入届を転入地市町村長に届け出 (ただし、住基カードを利用した付記転出の場合は転出証明書は不要) (住基法第22条、第24条の2) ・同一市町村内の場合は、14日以内に当該市町村長に届け出 (住基法第23条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ転出届を転出地市町村長に届け出→転出証明書を交付 ・転出証明書を添えて転入届を転入地市町村長に届け出 ・同一市町村内の場合は、当該市町村長に届け出
③ 海外への転出	<ul style="list-style-type: none"> ・空港等において、入国審査官に登録証明書を返納 (外登法第12条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ転出届を転出地市町村長に届け出 (住基法第24条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ転出届を転出地市町村長に届け出 ・在留カードを空港等で返納

(外国人台帳法案については、「新たな在留管理制度に関する提言」及び「適法な在留外国人の台帳制度」についての基本構想)に基づき作成)

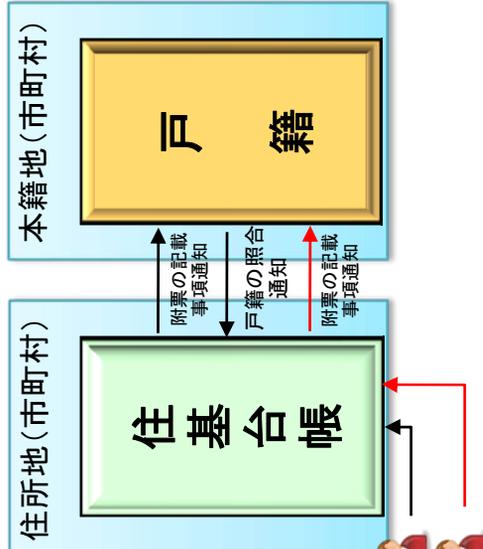
情報の正確性を確保する仕組み①（海外からの転入・海外への転出）

外国人登録法

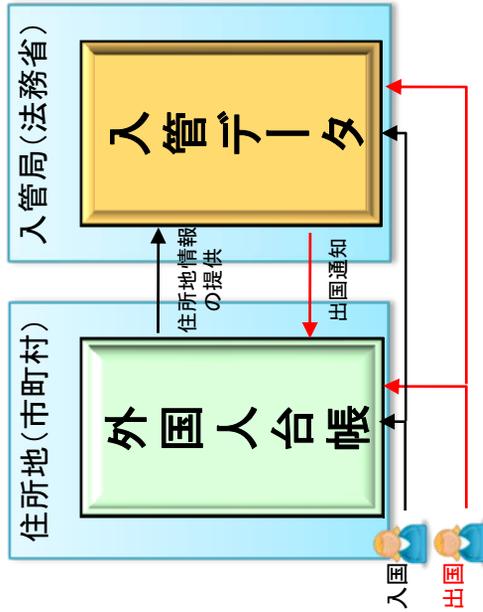
（空港での
上陸許可後）



住民基本台帳法



外国人台帳法案(イメージ)



外国人登録法

- 入国時**
- ・外登の手続
 - ・市町村から入管局へ情報提供
- 出国時**
- ・空港等で外登証の返納
 - ・入管局から市町村へ出国の通知

・在留資格、在留期間に係る情報は入管局から市町村へ提供されない
 ・転出届が制度化されおらず、入管局からの情報が市町村に必ずしも迅速に提供されない
 ・こうしたことを受けて、出国した後も登録原票が閉鎖できず、児童手当が給付され続けるなどの状況が発生

住民基本台帳法(日本人)

- 入国時**
- ・転入届
 - ・住所地从り本籍地へ附票の記載事項変更通知、本籍地から住所地向り戸籍の照合通知
- 出国時**
- ・転出届
 - ・本籍地への附票の記載事項通知

・転出届による転出情報の把握
 ・戸籍との連携による台帳の情報の正確性の確保

外国人台帳法案(イメージ)

- 入国時**
- ・転入届(法務省への住所地の届け出は転入届と併せて市町村窓口で行う)
- 出国時**
- ・転出届及び空港等での出国手続き
 →入管局から出国情報を市町村へ提供

・転出届の制度化による給付行政などの合理化の促進
 ・出国データなど入国管理情報の市町村への提供による情報の正確性の確保
 ・住所地情報などの入管局への情報提供による入管データの正確性の確保

(外国人台帳法案については、「新たな在留管理制度に関する提言」及び「適法な在留外国人の台帳制度」に基づき作成)

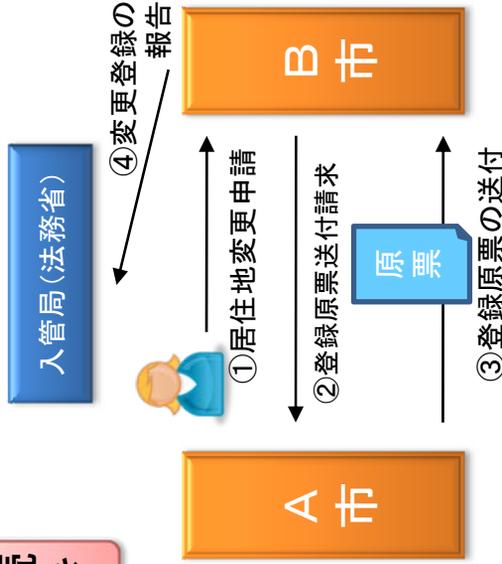
手続き

現状と課題

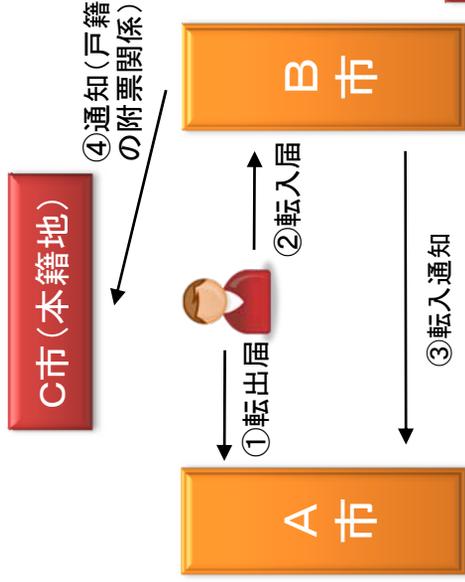
情報の正確性を確保する仕組み②（市町村間）

転出・転入の際の手続（A市からB市への転入）

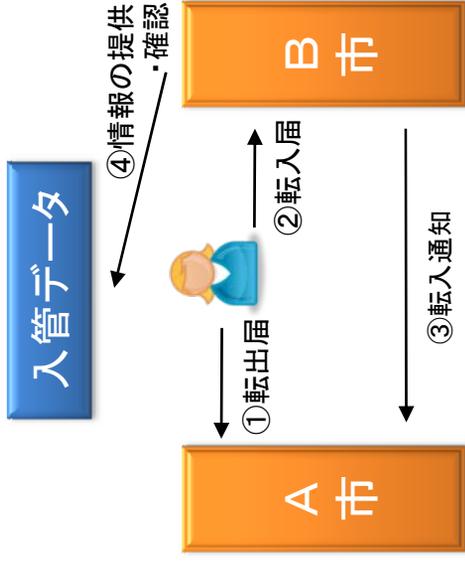
外国人登録法



住民基本台帳法



外国人台帳法案(イメージ)



手続き

現状と課題

- 転出届が制度化されていないことから、市町村における情報が不正確
- 登録原票を郵送することとしているため、郵送の手間、コストがかかること

- 転出届が制度化されていることから、情報の正確性が確保
- 磁気ディスク等による台帳の調製を可能
 - 市町村間における情報管理の簡素化及び各種行政サービスへの活用の合理化が図られる

- 正確に外国人住民情報を把握するため、転出届を制度化
- 磁気ディスク等による台帳の調製を可能
 - 市町村間における情報管理の簡素化及び各種行政サービスへの活用の合理化が図られる
 - 簡易迅速なデータの伝達が可能となる（電子の方策を含め）

（「適法な在留外国人の台帳制度」についての基本構想」に基づき作成）

外国人の場合の転出届（外国人台帳制度におけるイメージ）

〇〇市長殿

転出届

※ 太ワクの中をご記入下さい。

異動年月日	平成20年4月1日
住所	新 〇〇KEN■■SHI HIBARIGAOKA 1 CHO-ME 2 BAN 3 GOU 旧 〇〇KEN〇〇SHI HONMACHI 3 CHO-ME 2 BANCHI 1
世帯主	CARLOS HIDEO KANASHIRO DE OLIVEIRA CARLOS HIDEO KANASHIRO DE OLIVEIRA

届出年月日	平成 20 年 3 月 30 日
届出の任に当たっている者の氏名	CARLOS HIDEO KANASHIRO DE OLIVEIRA 印
届出の任に当たっている者の住所	〇〇KEN〇〇SHI HONMACHI 3 CHO-ME 2 BANCHI 1

※ 届出の任に当たっている者本人による署名の場合、押印は必要ありません。

氏名	生年月日	性別	国籍	国民年金		後期高齢	介護資格	児童手当	摘要	異動項目		
				種別	記号番号					国保	後期高齢	介護
1 CARLOS HIDEO KANASHIRO DE OLIVEIRA	1967. 4. 2	男	BRAZIL	1 任	1234 - 567890	有	有	有				
2 MARCIA YUMI HIGA DE OLIVEIRA	1970. 6. 5	女	BRAZIL	1 任	4321 - 098765	有	有	有				
3		男		1 任		有	有	有				
4		女		1 任		有	有	有				
5		男		1 任		有	有	有				

国保記号番	資格証交付	後期高齢審	資格証交付	介護番号
-------	-------	-------	-------	------

(事務処理記載欄)

外国人の場合の転出証明書（外国人台帳制度におけるイメージ）

転出証明書

届出日	平成20年3月30日	異動日	平成20年4月1日	異動事由	全部転出
新住所	〇〇県〇〇市ひばりが丘1丁目2番3号			世帯主	CARLOS HIDEO KANASHIRO DE OLIVEIRA
旧住所	〇〇県■市本町3丁目2番地1			世帯主	CARLOS HIDEO KANASHIRO DE OLIVEIRA

1	氏名		CARLOS HIDEO KANASHIRO DE OLIVEIRA		生年月日	1967年4月3日	性別	男	続柄	世帯主	在留カード番号	123.....901
	国籍	在留の資格		在留期間								
	ブラジル	日本人の配偶者等		2007年4月2日～2010年4月1日		国民年金 記号番号	児童手当					
	有	無	無	無	1	1234-567890	無					

2	氏名		MARCIA YUMI HIGA DE OLIVEIRA		生年月日	1970年6月5日	性別	女	続柄	妻	在留カード番号	234.....012
	国籍	在留の資格		在留期間								
	ブラジル	日本人の配偶者等		2007年4月2日～2010年4月1日		国民年金 記号番号	児童手当					
	有	無	無	無	1	4321-098765	無					

上記の者は、当市から転出する旨の届出があったことを証明します。

平成20年4月1日

印

〇〇県〇〇市長 〇〇〇〇

※ 転入した日から14日以内に転入地の市区町村に必ず届け出てください。

情報の正確性を確保する仕組み③（調査及び職権記載等について）

	住民基本台帳法	外国人台帳法案(イメージ)
<p>制度趣旨</p>	<p>市町村が、住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保証するため、<u>市町村の住民に関する正確な記録を整備</u></p>	<p>市町村が外国人についても住民として正確な情報を保有して、<u>その居住関係を把握する法的根拠を整備</u></p> <p>(「規制改革推進のための3か年計画(改定)」より)</p>
<p>調査</p>	<p>住民票に記載される事項について、市町村が調査を行い、台帳に記載される情報の正確性の確保を図る</p> <p>【Ⅰ 定期】 例) 市内を4つの区域に分割した上で、1年に1区域ずつ実施 住民票の記載事項を記入した葉書を世帯毎に送付し、修正箇所があればその部 分を修正した上で、葉書を返送してもらうよ う依頼 必要に応じて聞き取り調査</p> <p>【Ⅱ 任意】 例) 住民からの届出において、その内容が 事実と反する疑いのある時などに当該住 民に内容の真偽を聞き取り</p>	<p>台帳に記載される情報の正確性を確保する上で必要か</p> <p>【Ⅰ 定期】 住基法上の定期の調査と併せて行うか(日 本人において定期で行っているため、併せ て行うことが可能ではないか)</p> <p>【Ⅱ 任意】 住基法上の調査と同様、届出の内容が事 実に反する疑いのある時などに任意で調 査を行うこととするか</p>

<p>(参考)</p> <p>外国人登録法</p>	<p>登録の申請内容に事実と反する疑いがある場合、申請を受けた市町村が調査を行い、登録の正確な実施を図る (なお、登録証明書の切り替えのため定期的(7年又は5年)に本人に出頭、申請させ、その際、登録内容について事実と合っているかを確認することとしている)</p> <p>【調査の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実の調査 ・申請した外国人への出頭要請 ・申請した外国人その他関係人に対する質問・文書の提示要求
<p>本邦に在留する外国人の居住関係及び身分関係を把握して、在留外国人の管理のために必要とされる正確な資料・情報を提供</p>	

情報の正確性を確保する仕組み③（調査及び職権記載等について）

	住民基本台帳法	外国人台帳法案（イメージ）	外国人登録法
職権削除	<p>転出等により当該市町村の住民基本台帳の記載から除くべき者について、その者の住民票を市町村において職権で削除し、住民基本台帳の正確性の確保を図る</p> <p>例) 転出の届出を怠っている転出者について、市町村が実態調査をした上で不現住の事実を確認し、その者の住民票を市町村において職権で削除</p>	<p>台帳に記載される情報の正確性を確保する上で必要か</p> <p>【具体的なケース1】 出国時、外国人から市町村へ転出の届出がなされなければ、法務省より提供される出国情報を参考として、市町村においてその者の住民票を職権で削除する必要性が想定される</p> <p>【具体的なケース2】 転出の届出を怠っている外国人について、市町村が実態調査をした上で不現住の事実を確認し、その者の住民票を職権で削除する必要性が想定される</p>	<p>(参考) 外国人登録法</p> <p>登録の正確性維持のため、 ・最も正確に把握している本人が自らの身分関係等について登録すること ・旅券の写真と本人を照合して同一人性を確認すること を目的として、本人出頭によって在留外国人の情報を把握することとしており、職権削除は制度化していない</p>
職権修正 ・記載	<p>【修正】 住民票に記載されている事項に変更があったとき、その住民票の記載を市町村において職権で修正し、住民基本台帳の正確性の確保を図る</p> <p>例) 住所の記載に誤記又は記載漏れがあった時に、申出を受け付けた上で、市町村において職権で住所の記載を修正</p> <p>【記載】 新たに当該市町村の住民基本台帳に記載すべき者について、その者の住民票を市町村において職権で記載し、住民基本台帳の正確性の確保を図る</p> <p>例) 病気等により届出をすることができない転入者について、市町村が実態調査をした上で居住の事実を確認し、その者の住民票を職権で記載</p>	<p>台帳に記載される情報の正確性を確保する上で必要か</p> <p>【具体的なケース 修正1】 カード更新データ(入管が把握)等について在留期間更新・在留資格変更時に、入管局から変更データが市町村に提供されることを前提としており、そのデータを参考として、市町村において住民票を職権で修正する必要性が想定される</p> <p>【具体的なケース 修正2】 住所の記載に誤記又は記載漏れがあった時に、申告を受け付けた上で、市町村において職権で住所の記載を修正する必要性が想定される</p> <p>【具体的なケース 記載】 転入した外国人が、病気等により転入届を提出できない場合、実態調査をし居住の事実を確認した上で、市町村においてその者の住民票を職権で記載する必要性が想定される</p>	<p>登録の正確性維持のため、 ・最も正確に把握している本人が自らの身分関係等について登録すること ・旅券の写真と本人を照合して同一人性を確認すること を目的として、本人出頭によって在留外国人の情報を把握することとしており、職権修正・記載は制度化していない</p>

磁気ディスク等による調製について

住民基本台帳の磁気ディスク化について

(経緯)

昭和60年及び平成6年の法律改正により、住民基本台帳事務の電子計算機処理の普及に鑑み、住民記録の電算処理について規定

(目的)

- ① 磁気ディスク等を住民基本台帳の原本とみなして、可視的な住民基本台帳の備え付けに代えることを可能とすることを通じて、市町村の事務処理の簡素化、効率化を図る
- ② 住民記録を電算処理する方法等の基準を政令等で定めることにより、事務処理の統一化を図ると共に、電算処理の場合の住民記録の適正な管理を図る

外国人登録法上の扱いについて

(現行制度)

市町村長は、外国人登録原票を事務所に備えなければならない(外登法第4条)とされており、当該登録原票を電算処理することとされていないことから、登録原票を紙で保管することとしている。



外国人台帳の取り扱いについて(イメージ)

市町村における実態にあわせて、磁気ディスク等によって台帳を調製することができるようにすれば、市町村における事務処理の簡素化・効率化に資する。